【令和9年度】保育施設ご利用の方向け 現況届のオンライン申請 FAQ（よくある質問と回答）

那須塩原市では、保護者の皆様の利便性向上およびペーパーレス化推進のため、保育施設等の継続利用に必要な「現況届」の手続きをオンライン申請システム「どこでも窓口」にて実施いたします。

1. 申請対象・申請期間について

Q.1-1　どうして電子申請になったのですか？

A.保護者の皆様の負担軽減を目的としております。
きょうだいで同時就園の場合は、1申請（最大4人まで）で処理が完結
就労証明書等をスマホで撮影したデータまたはPDFを添付するだけで申請ができます。
その後、園に就労証明書等を提出して下さい。

Q.1-2　現況届の申請が必要な人はだれですか？

A. 以下の①～③のすべてに該当する方が対象です。
①那須塩原市に住民登録がある方
②令和8年11月1日以降、保育認定（2号認定または3号認定）を受ける方
③令和9年4月1日以降も継続して、那須塩原市内の保育園・認定こども園・小規模保育事業所の利用を希望する方
※転園届を提出している場合も、現況届の申請が必要です。

Q.1-3 申請が「不要」となるのはどのような場合ですか？

A. 次のいずれかに該当する場合は、今回の現況届の申請は不要です。
令和8年度の年長（5歳児）クラスの児童（小学校入学のため）
令和9年3月31日までに退園または他市町村へ転出することが確定している児童（※事前に「退園届」等の提出が必要です）
令和9年4月から「1号認定（教育認定）」へ変更して認定こども園等を利用する児童（※別途「変更届出書」の提出が必要です）

Q.1-4施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定現況届に記載する内容は、いつ時点の内容を記入しますか？

A.令和９年４月１日の時点の状況をご記入ください。

Q.1-5　申請期間はいつからいつまでですか？

A. 申請期間は以下のとおりです。期限間際はアクセスが集中する可能性がありますので、余裕をもってご申請ください。
申請期間：令和8(2026)年10月9日(金) 9:00 ～ 11月27日(金) 23:59 まで

2. オンライン申請システム「どこでも窓口」のログイン・アカウント登録について

Q.2-1パスワードを忘れてログインできません。

A. ログイン画面にある「パスワードをお忘れの方はこちら」等のリンクから、再設定の手続きを行ってください。

Q.2-2「どこでも窓口」の利用にはアカウント登録やマイナンバーカードが必要ですか？

A.アカウント登録： 初めて「どこでも窓口」を利用される方は、初回のみアカウントの新規登録が必要となります。市ホームページや配付プリントのリンク・QRコードからアクセスしてご登録ください。
マイナンバーカード： 本手続きでは、マイナンバーカードによるログインや電子署名は不要です。就労証明書等の画像またはPDFデータがあれば、スマートフォン等から簡単にお手続きいただけます。

3. 申請手順・入力方法について
Q.3-1 きょうだいで施設を利用している場合、人数分の申請が必要ですか？

A. いいえ、1回の申請でまとめて手続きが可能です（最大4人まで同時申請可能）。保護者の共通情報などは1回入力すれば完了しますので、ご世帯で1回の申請を行ってください。

Q.3-2　翌年（次年度）以降も毎回同じ情報を入力する必要がありますか？

A. いいえ。今年度入力したデータは翌年度へ引き継がれるため、次回以降は「変更があった情報のみ」を修正して申請できるようになり、お手続きがより簡単になります。

Q.3-3　もし申請を間違ってしまった場合、どのような対応をしたらいいですか？

A.保育課で【差し戻し】を行います。その後申請した手続きを修正して再申請をお願いします。
ご自身で気付かれた際には「取り消し申請」が可能です。

Q.3-4　申請ができているか心配です。

A.申請が完了したら保育課より、申請を受け付けたメールが届きます。そのメールが届いたことで申請が完了したことが確認できます。

Q.3-5　入力の途中で一時保存はできますか？

A.[保存して申請する」の機能があります。一時保存をし、入力を再開する際は、どこでも窓口のマイページよりログインし、手続きを再開してください。

Q.3-6　添付書類のアップロード時にエラーが発生します。どうしたらよいでしょうか？

A.画像データ（JPEG等）またはPDFファイルになっているか確認をしてください。

4. 就労証明書・添付書類について

Q.4-1　就労証明書を撮影・添付する際の注意点はありますか？

A. 以下の点にご注意の上、文字が鮮明に読み取れる画像を添付してください。
明るい場所で、手ぶれしないように撮影する
文字が反射して見えなくなるのを防ぐため、フラッシュは焚かない
書類（A4サイズ）の全体が枠内に収まるように撮影する

Q.4-2　保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書など）はどのように提出すればいいですか？

A.「市へのオンライン添付」と「通っている保育施設への直接提出」の両方が必要です。
オンライン申請での提出（市へ）：書類（就労証明書等）をスマートフォン等で撮影した画像（JPEG等）またはPDF化し、「どこでも窓口」の入力画面でアップロードしてください。
原本の提出（施設へ）：勤務状況の共有のため、紙の原本を現在通園している保育施設へ直接ご提出ください。
※なお、オンライン申請の画像添付用に、施設へ原本を提出する前に必ず手元にコピー（控え）をお取りください。

Q.4-3　就労証明書の確認ポイントや有効期限はありますか？

A. 以下の点をご確認ください。
有効期限：申し込み（申請）時点で証明日から3か月以内のものが有効です。
記入漏れ：必須項目（No.1～7等）に記入漏れがないか確認してください（記入漏れがある場合は無効となります）。
保護者記載欄：児童名・生年月日・通園施設名などは保護者の方が手書きでご記入ください。
無断作成・改変の禁止：就労証明書を無断で作成・改変した場合は刑法上の罪に問われることがあります。必ず勤務先の事業者（雇用主）に作成を依頼してください。

Q.4-4　自営業ですが、添付書類は確定申告のみでいいですか？

A.園から配布された書類の④「令和9年度現況届オンライン申請のご案内」に記載されている通り確定申告の写し（再新分）等と就労証明書の提出が必要となります。再度配布された書類を確認の上、必要な書類のご準備をお願いいたします。

Q.4-5　ダブルワークをしていますが、は1社分の就労証明書を提出すればいいですか？

A.お仕事をされている分の就労証明書をご提出ください。認定には就労時間が48時間を超える必要があります。

Q.4-6　ひとり親世帯や在宅障害児（者）がいる世帯は申請が必要ですか？

A. 該当するご世帯の申請は不要です。

5. オンライン申請が困難な場合・サポート窓口について

Q.5-1　スマートフォンを持っていない、操作が分からない場合はどうすればいいですか？
A. オンライン申請の操作方法が分からない方や環境がない方向けに、対面での個別相談サポート窓口（完全予約制）を開設いたします。

開設日程・場所：
11月5日(木) 9:00～19:00 ｜ 西那須野庁舎 201会議室

11月6日(金) 9:00～19:00 ｜ 西那須野庁舎 100会議室

11月8日(日) 9:00〜16:00 ｜ 西那須野庁舎 1階保育課窓口

利用方法:
事前予約が必須です。「どこでも窓口」より事前にご予約の上、ご来場ください（予約がない場合は窓口を開設いたしませんのでご注意ください）。